

電子申告義務化 が始まります

大法人
の皆様へ

制度概要

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、
大法人[※]が提出する法人事業税等の申告書は、**eLTAX**に
より提出しなければなりません。

大法人 とは

※以下に該当する内国法人です。

- ・事業年度開始の時ににおいて資本金の額
又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

注意!!

大法人が**紙**で申告した場合、その申告は**無効**なものとなり、**不申告**として取り扱います。

東京都では、**大法人へのプレプリント申告書の事前送付**
を変更します。

詳細は裏面をご覧ください

電子申告義務化の詳しい内容については、下記ホームページをご覧ください。

東京都主税局ホームページ

東京都 電子申告義務化

検索



主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

eLTAXホームページ

エルタックス

検索



エルタックスイメージキャラクター
エルレンジャー



東京都主税局・都税事務所

事前送付物を変更します

時 期

令和2年10月送付分から

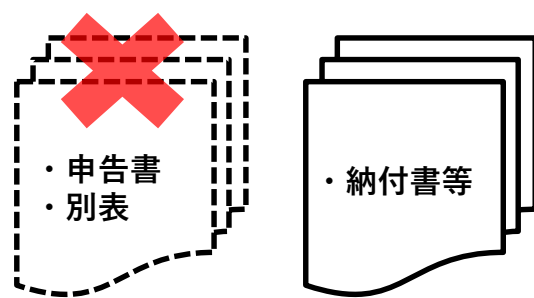
対 象

電子申告が義務化される大法人

令和2年9月まで



令和2年10月以降



申告書、別表の送付を取りやめ、納付書等のみ送付します。
納付書等は、東京都主税局HPからもダウンロードできます。

問い合わせ先

■ 電子申告利用の手続について

e L T A Xヘルプデスク TEL 0570-081459

■ 大法人の電子申告義務化等の制度について

所管都税事務所の法人事業税担当班

■ 電子納税について

所管都税事務所の徴収管理班

電子申告とあわせて

便利になった電子納税を
ご利用ください

■ 登録口座から
簡単引き落とし

■ 複数自治体へ
ワンストップ納税

※詳細はe L T A Xホームページ
をご覧ください



国税の申告はイータックスで！

e-Taxホームページ

e-Tax

検索



東京都主税局・都税事務所